に危険物に対する保安意識の高揚を広く呼びかけています。

身の回りにある危険物の取り扱いや保管の方法について、引火や漏れの恐れがないか安全確認を行いましょう。

―令和3年度危険物安全週間推進標語―
「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」
（消防局指導課　☎363-7173）

ペットを迷子にしないで！

○迷子にさせないように注意しましょう

雷や花火の日は特に迷子の動物が増えます。玄関・門の戸締りや、首輪や鎖・リードの傷み、首輪の緩みがないか日頃からこまめに点検し、雷雨や花火の日は事前に家の中に入れるなどの対策をとりましょう。

○犬はリードでつないで散歩させましょう

リードや綱をつけないで散歩させることは、迷子や事故の原因になります。また、条例でも禁止されています。

○猫は完全屋内飼育をしましょう

病気や交通事故から飼い猫を守るため、糞尿被害やいたずらなどで周囲に迷惑をかけないためにも、猫は外に出さず完全屋内飼育をしましょう。猫の屋内飼育は、条例でも努力義務として定められています。

○迷子札をつけましょう

飼い主の電話番号を記した名札（迷子札）をつけましょう。犬の場合は、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票も一緒につけましょう。↗

○ペットが迷子になってしまったら

万が一迷子になってしまった場合は、すぐに探し始め、市内で迷子になった場合は市動物愛護センターや最寄りの警察署へ連絡ください。
（市動物愛護センター　☎380-2153）

犬と猫の休日譲渡（完全予約制）

日6月19日（土）犬の譲渡：午前9時半～、猫の譲渡：午前10時～ 場市動物愛護センター 内市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習（受講済の方は不要） 対平日来所が困難な方 定各4組（先着順） 費犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金（計6,200円）が必要 申6月7日から電話で市動物愛護センターへ

※譲渡希望の犬猫や、譲渡条件等については申込時に確認します。

（市動物愛護センター　☎380-2153）

平成28年熊本地震被災者支援制度（第16版）を配布しています

熊本地震の被災者支援制度をまとめた冊子を配布しています。

申請には期限がありますので、内容を確認のうえ、該当する方は早めに申請してください。

【配布場所】
区役所 総務企画課、福祉課、住宅政策課、震災対策課、健康福祉政策課
（広報課　☎328-2043）

しごと・経済

熊本市オンライン合同就職説明会　無料

期6月17日（木）～19日（土） 内市内の企業と求職者を結ぶオンライン合同就職説明会 対令和4年3月新卒者、中途・転職希望者、失業された方、雇い止めにあった方、内定取り消しを受けた方など求職者 申開催日の前日までに申し込み

詳細が決まり次第、市ホームページに掲載します。

（しごとづくり推進室　☎328-2377）

事業所の活性化に「ふれあう共済」

従業員1人につき月額350円の会費で、結婚祝金などの各種の給付、人間ドック受診・宿泊、コンサート利用などの補助、旅行やスポーツ大会の開催など各種の事業を提供し、あなたの会社の福利厚生をサポートします。

※会費の全額事業主負担は損金扱いにできます。

詳しくは、ふれあう共済（☎345-7311）へ。

介護福祉士実務者研修講座

期7月13日～来年2月10日 週3日程度 ※土日祝日を除く 時主に午前9時～午後4時半 場職業訓練センター 対市内に住民票を有する方もしくは市内事業所に就職希望の方で失業中または求職中の介護関連職種への就職を希望する方 定15人（選考） 費14,796円（教材費） 申7月5日までに電話または直接職業訓練センター（☎325-6947）へ

小規模修繕契約希望者登録申請（定期）

申6月1日～30日に申請書を郵送（簡易書留等）で〒860-8601契約政策課物品契約班へ

※申請書は、市ホームページからダウンロードまたは契約政策課窓口にて配布。

（契約政策課物品契約班　☎328-2137）

講演会・相談会

各区役所における人権相談　無料

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人権に関する市民の皆さんからの悩みや相談に応じています。本市には41人の人権擁護委員がいます。秘密は守られます。

場所	相談回数	相談期日
中央区役所 ☎328-2610	毎月2回	第1・第3火曜日 午後1時～4時
東区役所 ☎367-9121		第1・第3木曜日 午後1時～4時
西区役所 ☎329-1142		第2・第4水曜日 午後1時～4時
南区役所 ☎357-4112		第2・第4水曜日 午前9時～正午
北区役所 ☎272-1110		第1・第3木曜日 午前9時～正午

申区役所総務企画課へ

マンション管理相談会　無料

日6月9日（水）午後1時半～4時半 場市庁舎7階会議室 師（一社）熊本県マンション管理士会 申電話で（一社）熊本県マンション管理士会事務局（☎090-2581-1108 平日午前9時～午後5時）へ
（住宅政策課　☎328-2989）

「お試し」のつもりが定期購入に!?

「1回目90％OFF」「初回実質0円」などの広告を見て「お試し」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、数カ月間の定期購入が条件だったというトラブルが増えています。

【ここに注意！】

- 事業者のウェブサイト等では、1回目の商品を低価格で購入できることが強調されていますが、定期購入が条件であることなどは、文字が小さく分かりにくいことがあります。
- 解約したくても、最低購入回数未満では解約を断られるケースが多くあります。
- 2回目以降は通常価格に近い価格のため、定期購入期間中に支払う総額が高額になることもあります。
- 電話がつながらず、解約ができないという相談も寄せられています。

➡トラブル防止のポイント

ネット通販を始め通信販売では、クーリング・オフ制度がありません。広告ページや申し込みの最終確認画面等で、定期購入などの条件や支払い総額などの契約内容、解約・返品の条件などをしっかり確認しましょう。

消費者トラブルで困ったら、1人で悩まず、まずは、ご相談ください。

市消費者センター　☎353-2500

相談時間：月～金（祝日を除く）　午前9時～午後5時

熊本地震で被災した神社・お堂等の再建費用の一部を補助します（令和3年度分）

平成28年熊本地震で被災した熊本市地域コミュニティ施設等について再建支援補助金を交付します（補助率1/2、補助上限額1,000万円）

補助対象事業　施設の建て替えまたは修繕（解体のみは除く）

補助対象者　下記施設を管理する集落または自治会等（個人での申請は不可）

補助対象施設

下記の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市長が認定するもの

①市内に存在している施設等であること。
②専ら地域（集落）の住民が利用する施設等であること。
③専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること。
④当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。

申請方法　お住まいの地域のまちづくりセンターへ

問い合わせ　最寄りのまちづくりセンターまたは地域活動推進課（☎328-2036）へ

家庭ごみの排出量 1人1日あたり　2020年度 468g（前月比 ＋4g／目標 450g）（2020年4月～翌3月）（廃棄物計画課　☎328-2359）

生活用の水使用量 1人1日あたり　2021年度4月 219L（前月比 ＋1L／目標 210L）（水保全課　☎328-2436）

日＝日時　期＝期日、期間　時＝時間　場＝場所　内＝内容　題＝演題　師＝講師　出＝出演　対＝対象　定＝定員　費＝費用　持＝持参物　申＝申込　問＝問い合わせ先

くまもと市政だよりへの広告（後半ページ下欄）を募集中。販売代理店の（株）ホープ（☎092-716-1401）へ。※広告内容などは本市が推奨するものではありません。